

「再生可能エネルギー導入促進法案」の提案趣旨

2009年1月 NPO 法人 循環型社会研究会

地球温暖化、資源の枯渇、そして金融経済不況という世界的な危機に直面し、わが国はいま何をなすべきか。それは、枯渇性エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を世界に先駆けて成し遂げ、その技術・システムによって世界の持続可能な開発に貢献していくことである。

「自然生態系と調和して発展する将来世代にとっても維持更新が可能な社会」のあり方を考え続けてきたわれわれ循環型社会研究会はこのように考え、ここに環境 NPO の立場から「再生可能エネルギーの導入の促進に関する臨時措置法案」を提案いたします。

石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料や原子力の基盤資源であるウランは、いずれも確認埋蔵量が数十年から二百年程度の枯渇性の資源です。一千年を超える超長期的な人類社会の持続可能性を確保するためには、早期に枯渇性エネルギーへの過度の依存から脱却し、再生可能エネルギーへの転換を図らねばなりません。

再生可能エネルギーは太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、潮汐力、波力、海洋温度差など多様です。幸いわが国は太陽光発電等において、世界をリードする技術水準を有し、世界市場において大きなシェアを占めていました。しかし、最近ではいち早くフィードインタリフ（固定価格買取制）を導入したドイツなど欧米諸国との競争の中で、その優位性が脅かされてきています。

いまこそ、政策的に国内市場において再生可能エネルギーの導入促進を図り、わが国のエネルギー自給率の向上を図るとともに、関連産業・技術の革新と発展につなげ、その成果の提供・普及によって、世界の持続可能な開発と枯渇性資源をめぐる紛争の解消による平和の実現に貢献すべきと考えます。これが、本法案の提案理由です。

本法案の特徴は次のようなものです。

1. 枯渇性エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を目的、基本理念で明示。
2. 再生可能エネルギーにより発電された電力についてのフィードインタリフ（固定価格買取制）の導入を規定。
3. 建築主等に再生可能エネルギー電気設備及び熱供給設備の導入努力義務を規定。
4. 地域の特性に応じた自立分散型エネルギーの普及という観点から、国よりも民間レベル、市区町村レベル主導での推進。国は導入目標の公表、市区町村計画実現への補助、地方債措置を含む援助、グリーン電力・熱供給証書の利用促進措置等でこれを支援。
5. 再生可能エネルギー導入について早期に一定水準（日本が国際社会において先導的役割を担うことを旨とした適切な水準）を確保するための 2020 年までの時限立法。

本法案の草案は、2008年11月に開講された千葉大学法経学部倉阪秀史教授による「法案作成講座」で作成いたしました。倉阪教授のご指導・ご協力に心から感謝いたします。